



## 独立した第三者保証報告書

2019年7月18日

パナソニック株式会社  
取締役会 御中

KPMG あづさサステナビリティ株式会社  
大阪市中央区瓦町三丁目6番5号

代表取締役

斎藤 和彦  
松元 喜喜

取締役

当社は、パナソニック株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成したサステナビリティ データブック 2019(以下、「データブック」という。)に記載されている 2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までを対象とした下表に示す環境パフォーマンス指標(以下、「指標」という。)に対して限定的保証業務を実施した。

表:独立保証の対象となる指標とデータブックにおける該当頁

指標名	頁	指標名	頁
間接的な CO <sub>2</sub> 削減貢献量	35	生産活動におけるエネルギー起源の CO <sub>2</sub> 以外の温室効果ガス排出量(CO <sub>2</sub> 換算)	42
直接的な CO <sub>2</sub> 削減貢献量	35	生産活動における温室効果ガス排出量(CO <sub>2</sub> 換算) (スコープ1排出量)	42
主要商品使用時の CO <sub>2</sub> 排出量	36	生産活動における温室効果ガス排出量(CO <sub>2</sub> 換算) (スコープ2排出量)	42
省エネ商品による CO <sub>2</sub> 削減貢献量	36	日本国内の輸送における CO <sub>2</sub> 排出量	43
創エネ商品による CO <sub>2</sub> 削減貢献量	37	廃棄物・有価物の発生量	50
生産活動における CO <sub>2</sub> 排出量と原単位	39	生産活動における水使用量	56
生産活動におけるエネルギー消費量	40	管理対象の化学物質 排出・移動量(総量)	63
再生可能エネルギー自社導入量	41		

### 会社の責任

会社が定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。会社のウェブサイトに記載。)に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

### 当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及び ISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてデータブック上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手續が含まれる。

- データブックの作成・開示方針についての質問及び会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した3事業場における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

### 結論

上述の保証手続の結果、データブックに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

### 当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客觀性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質管理基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

以上